

様式第6号（第17条）

会議録

会議の名称	平成31年 第4回 春日部市農業委員会 総会		
開催日時	平成31年4月24日(水)		開会 午前10時00分
			閉会 午前11時00分
開催場所	春日部市役所2階全員協議会室		
議長氏名	会長 斎藤 敏夫		
農業委員会委員	(出席人数：19人)		
	1 川鍋 信一	11 伊藤 弘子	
	2 斎藤 千松	12 横井 貞夫	
	3 鈴木 宏	13 折原 みち子	
	4 水口 健二	14 前島 喜一	
	5 小川 利雄	15 小澤 治夫	
	6 高橋 公彦	16 内田 高由	
	7 萩原 勝	17 小久保 静夫	
	8 星野 治三郎	18 市川 大倫	
	9 渡邊 幸夫	19 斎藤 敏夫	
	10 山崎 勇喜		
事務局	(出席人数：5人)		
	農業委員会事務局長 関口 信義	農業委員会事務局次長 金子 昌行	
	農地振興担当主幹 藤浪 一夫	農地振興担当主査 中澤 ますみ	
	農地振興担当主事 加藤 祐一		
市長部局	(出席人数：3人)		
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士	都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾	
	環境経済部農業振興課主幹 金子 重男		
農地利用最適化 推進委員	新井 武・島田定夫・石山庄司・濱野國雄・長谷川 昇・ 山崎弘樹、新井 竹夫		

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	議案第1号農地法第3条（委員会）について：公開 議案第2号農地法第4条（知事）について：公開 議案第3号農地法第5条（知事）について：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明について：公開 議案第5号春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について：公開		
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：		
配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書		
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録		
会議録署名の指定	<table border="1" data-bbox="457 972 1429 1051"> <tr> <td>議席番号</td> <td>委員氏名</td> </tr> </table>	議席番号	委員氏名
議席番号	委員氏名		
<table border="1" data-bbox="457 1051 1429 1129"> <tr> <td>1 4</td> <td>前島 喜一</td> </tr> </table>	1 4	前島 喜一	
1 4	前島 喜一		
<table border="1" data-bbox="457 1129 1429 1208"> <tr> <td>1 7</td> <td>小久保 静夫</td> </tr> </table>	1 7	小久保 静夫	
1 7	小久保 静夫		
<table border="1" data-bbox="457 1208 1429 1282"> <tr> <td>1 8</td> <td>市川 大倫</td> </tr> </table>	1 8	市川 大倫	
1 8	市川 大倫		

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第4回総会を開会いたします。本日、欠席の通告はございません。在任委員19名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <p>1、平成30年第8回総会農地法第3条申請番号33番の再審査について 2、推進委員の公募・地区割りについて の件につきまして、協議しました。なお、総会後にも、再審議いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）について」1議案5件 日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）について」1議案4件 日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）について」1議案5件 日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」1議案2件 日程5 議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について」合計、5議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号14番前島喜一委員、17番小久保静夫委員、18番市川大倫委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号10番から14番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が5件だったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号10番から12番について、譲受人が同一のため、一括で説明いたします。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁から3頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号13番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないこと</p>

事務局	を確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号14番について、申請理由は、共有持ち分の所有権移転です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、申請番号10番から12番について、担当地区の新井竹夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号10番及び12番について、平成31年4月15日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号13番について、担当地区の長谷川昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号13番について、平成31年4月10日及び平成31年4月16日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたが、申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から問題ありとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号14番について、担当地区の石山庄司推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号14番について、平成31年4月17日午前10時より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番山崎勇喜委員より申請番号10番から14番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号10番から12番及び14番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人に関して、担当地区推進委員の意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。次に、申請番号13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたが、申請地については、問題があるという報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、申請地は隣地の開発に伴いガラなどが入って耕作に適した土地ではなく、申請地の区画も不明確でした。以上のことから、当該申請については、申請地の、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されることが必要であり、事前審査委員5人で合議により保留とし、継続審査と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	おはかりします。 事前審査委員より、申請番号13番について、保留とし継続審査とする報告がありました。よって、13番と、10番から12番、14番について、別に採決いたします。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。申請番号10番から12番、14番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条（委員会）について」申請番号10番から12番、14番を許可と決しました。次に、申請番号13番について、事前審査委員の報告のとおり保留とし、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。 よって、議案第1号「農地法第3条（委員会）について」申請番号13番を継続審議とすることといたします。次に、日程2、議案第2号「農地法第4条（知事）について」を議題といたします。申請番号2番、4番について、事務局より説明を求めます。

事務局	<p>議案第2号「農地法第4条（知事）について」、許可申請が4件あったので、審議を求める。議案書の3頁をご覧ください。申請番号5番について、議案第3号申請番号24番と関連案件です。申請理由について、親族が自己用住宅を建築するために、申請人の居住地を分筆する計画をしたところ、接道要件を満たさなくなり、接道の整備のため、この度の申請に至ったものです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集団的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。次に、申請番号6番について申請理由について、申請人は、農業用倉庫の建設のため、この度の申請に至ったものです。案内図は9頁詳細図は10頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。農用地区域からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水については、敷地内浸透処理の計画です。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集団的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。次に、申請番号7番について、申請理由について、申請人は、隣接する二つの企業への貸駐車場36台の設置のため、この度の申請に至ったものです。一つ目の企業は事業量の増加に対応するため、駐車場を21台増設し、もう一つの企業は近隣住民から駐車場の設置の要望があるため、15台を設置する計画です。案内図は11頁詳細図は12頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。農用地区域からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。農地とは隣接していません。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。水道、ガス管等が埋設されている道路の沿道で、500m以内に2つ以上の教育、医療施設がある区域であり、農地区分は第3種農地と考えます。次に、申請番号8番について、申請理由について、申請人は、月極駐車場8台の設置のため、この度の申請に至ったものです。案内図は13頁詳細図は14頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。農用地区域からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。農地との境界部は、ブロック及びフェンスを設置します。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集団的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。</p>
議長	次に、申請番号5番について、担当地区の島田定夫推進委員より意見を求

議長	めます。
推進委員	申請番号5番について、平成31年4月4日前午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号6番、8番について、担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号6番、8番について、平成31年4月2日前午前9時30分より及び平成31年4月10日午後1時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号7番について、担当地区の石山庄司推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号7番について、平成31年4月5日前午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、所有地の一部に農業用倉庫が建てられており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。以上の事から問題ありとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番伊藤弘子委員より申請番号5番から8番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号11番伊藤弘子です。申請番号5番、6番、8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。次に、申請番号7番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ所有地の一部に農業用倉庫等があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないという報告がありました。事務局が代理人に指導

委員	したところ、是正の意志を示しているため、当該申請については、是正の完了を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号7番について、質問します。所有地の一部に農業用倉庫等があるとのことですが、許可相当と決したのでしょうか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。代理人には是正指導をしたところ、是正の意志を示しているため、当該申請については、是正の完了を確認した後に審査する旨の意見を付けることを条件に許可相当と決するものです。
議長	ほかに質問はありますか。
議長	(なしの声あり) おはかりします。申請番号7番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号7番と、5番、6番、8番を別に審議することに異議ございませんか。
議長	(なしの声あり) 異議なしと認めます。申請番号5番、6番、8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
議長	(全員起立) 起立全員です。よって議案第2号「農地法第4条（知事）について」申請番号5番、6番、8番を、許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。次に、申請番号7番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。
議長	(全員起立) 起立全員です。よって、議案第2号「地法第4条（知事）について」申請番号7番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号、「農地法第5条（知事）について」を議題といたします。申請番号23番から27番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第3号「農地法第5条（知事）について」、申請が5件あったので、審議を求める。申請番号23番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。転用計画は、住宅を14棟建築するためです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で4291.44m ² です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきまし

事務局	ては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設U字溝に接続し排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号24番について、議案第2号申請番号5番と関連案件です。転用計画は、分家住宅を建築する際に、隣接する道路との境界には既存の塀が設置されているため、申請地を開口部とするためです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号25番について、申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、隣接地に倉庫を建設し、既存の駐車場から申請地に移転するため及び事業量の増加に伴い駐車場の不足を補うため、駐車場21台を増設するためです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請理由を確認したところ、代理人に理由書等の提出を求めましたが、適正な理由の確認ができません。次に、申請番号26番について、転用計画は、自己用住宅を建築するためで、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロック及び擁壁を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号27番について、転用計画は、申請法人は、軟弱地盤地の、生産
-----	--

事務局	性の向上を図るため農地改良の依頼を受け、この度の申請に至ったものです。改良後は、水稻を 7 6 9 0 m ² 、麦を 8 4 2 4 m ² 作付けする計画です。案内図は 2 3 頁、詳細図は 2 4 頁から 3 3 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から 9 カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。また、申請面積が 3 0 アール以上のため、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求める。
議長	次に、申請番号 2 7 番について、担当地区の山崎弘樹推進委員より意見を求める。
推進委員	申請番号 2 7 番について、平成 3 1 年 4 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、所有地の一部が雑草が繁茂しており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。事務局から代理人に指導したところ、是正が完了したため、平成 3 1 年 4 月 1 6 日午前 9 時 3 0 分より農業委員と推進委員で保有農地の現地調査を実施したところ、是正が完了し、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号 1 2 番横井貞夫委員より申請番号 2 3 番から 2 7 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 1 2 番横井貞夫です。申請番号 2 3 番、2 4 番、2 6 番、2 7 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員 5 人で合議により許可相当であると決しました。次に、申請番号 2 5 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、駐車場 2 1 台の増設という本申請の必要性が確認できないため当該申請については、駐車場 2 1 台分の必要性を確認後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員 5 人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求める。発言のある方は挙手願います。

委員	議席番号18番市川です。農地法第3条では、申請事由が売買や贈与等示してあるが、農地法第5条の場合は表示しないのですか。また、申請番号25番について、質問します。条件付きで許可相当という理由について教えてください。
事務局	最初の質問につきましては、今後、検討していきます。次の質問についてですが、既存の駐車場は解約等せず、継続して使用するため、21台増設の理由が不明確のため、必要性を確認することを条件に許可相当とするものです。
議長	ほかに質問はありますか。
議長	(なしの声あり) 申請番号25番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号25番と、23番、24番、26番、27番を別に審議することに異議ございませんか。
議長	(なしの声あり) 異議なしと認めます。申請番号23番、24番、26番、27番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
議長	(全員起立) 起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号23番、24番、26番、27番を許可相当と決しました。よって、申請番号23番、24番、26番、27番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、27番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号25番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。
議長	(全員起立) 起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号25番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号8番、9番について、事務局より説明を求める。
事務局	議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、租税特別措置法適格者証明が3件あったので、審議を求める。議案書8頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引き続きこの特例

事務局	を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納稅猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号10番、11番について、申請地が同一のため、一括で説明します。案内図は34頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を2名共有で相続したことにより、相続税の納稅猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。10番の申請者が経営主で年間従事日数は100日です。11番の申請者の年間従事日数は60日です。次に申請番号12番について、案内図は35頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納稅猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。
議長	次に、申請番号10番、11番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号10番、11番について、平成31年4月8日午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号12番について、担当地区の石山庄司推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号12番について、平成31年4月5日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号10番山崎勇喜委員より申請番号10番から12番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号10番山崎勇喜です。申請番号10番から12番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。

議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号10番から12番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号10番から12番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について」議案書10頁をご覧ください。春日部市長より、農業振興地域の整備に関する法律施行第3条の2第1項の規定により、春日部農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたため、1月及び2月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより議案第5号について、質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」については、意見なしの旨、春日部市長あて回答いたします。次に、日程6報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」日程7報告第2号「農地法第3条（届出）について」日程8報告第3号「農地法第4条（届出）について」日程9報告第4号「農地法第5条（届出）について」日程10報告第5号「農地法第18条（通知）について」日程11報告第6号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の14ページから25ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。（なしの声あり）次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第4回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時10分から同会場で開催いたします。（午前11時00分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長

農業委員 番

農業委員 番

農業委員 番